

社会福祉法人 光誠会 行動計画

【計画期間令和2年4月1日～令和7年3月31日】

社員が仕事とその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、地域の高齢者支援対策に十分貢献できるよう、下記のとおり計画を策定する

内容

目標1：年10日以上有休休暇を付与される社員について6日以上を全ての社員に実施する。

対策（令和2年4月1日～）

毎年度において社員の誕生日有給休暇取得と心身のリフレッシュを図る為年次有給休暇を実施する。

目標2：月に2日をノー残業デーと設定し、その実施を行う。

対策（令和2年4月1日～）

所定外労働時間を削減する為、ノー残業デーを設定し、実施する。

目標3：子供が生まれる際の父親の休暇取得の促進

対策（令和2年4月1日～）

子供が生まれる際には、原則として、父親として休暇取得を励行し、ワークライフバランスの原点を認識するよう、働きかける。

目標4：育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行い、安心して育児休業を過ごせるよう、職場環境の整備を行う。

対策（令和2年4月1日～）

育児休業期間中の社員が安心してその期間を過ごせるよう、代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行う。

目標5：育児休業後の子育てを円滑に行うことができるよう、短時間制度の活用を周知徹底する。

対策（令和2年4月1日～）

育児休業後の子育ては、就業時間の制約を受けることが多くなることを考慮して、本人の希望に沿って、短時間制度の活用を促進・支援する。

目標6：出産や子育てのため、退職された方には、その後において、再雇用を希望される場合は、基本的に、再雇用を認めることとする。（毎年1名以上は実施する）

対策（令和2年4月1日～）

出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施。